

公 示

特定計量器定期検査実施

計量法（平成4年法律第51号）第19条の規定により、羽島市における特定計量器（ひょう量5t未満の質量計）の定期検査を次のとおり実施します。

令和 6年10月16日

岐阜県知事 古田 肇

市名	期日	時間	場所	対象地域
羽島市	令和6年 12月3日 (火)	午前10時から 午後3時まで	J A ぎふ 羽島東支店 (羽島市竹鼻町飯柄485-1)	福 寿 江 吉 良 舟 橋
	12月4日 (水)	午前10時から 正午まで	J A ぎふ 羽島東支店 (羽島市竹鼻町飯柄485-1)	上 中 下 中 桑 原
	12月5日 (木)	午前10時から 午後3時まで	J A ぎふ 正木支店 (羽島市正木町大浦583)	羽島市 全 域
	12月6日 (金)	午前10時から 午後3時まで	J A ぎふ 正木支店 (羽島市正木町大浦583)	羽島市 全 域